



鳥取県公報

平成14年 1月15日(火)
第 7 3 4 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	行政不服審査法による公示送達 (11) (子育て支援課)	1
	種畜証明書の交付 (12) (畜産課)	1
	土地改良法による換地計画の決定 (13) (耕地課)	2
	保安林の指定の解除予定 (14) (森林保全課)	3
	都市計画の変更 (15) (都市計画課)	3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (16) (＃)	3
雑 報	環境影響評価方法書の縦覧 (空港港湾課)	4

告 示

鳥取県告示第11号

行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第42条第 2 項ただし書及び第 3 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

平成14年 1月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求時の住所 鳥取県日野郡日野町黒坂1839 - 3

現 住 所 不 明

審査請求人 藤 井 光 男

2 公示事項

平成13年 5月15日付けで提起された児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第33条第 2 項の規定に基づく委託一時保護決定処分に係る審査請求について、平成13年11月27日付けで裁決をしたが、審査請求人の住所が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付できない。よって、当該裁決書の謄本は、当庁 (鳥取県福祉保健部子育て支援課) で保管し、いつでもこれを交付するので、審査請求人は当庁に出頭の上受領されたい。

鳥取県告示第12号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第 4 条第 1 項第 2 号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成14年 1月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明 書番号	名前	品 種	生年月日	産地	血 統		級別	飼養者の所在地 及び名称
					父	母		
平成13 鳥取県臨 第3号	坂智頭	黒毛和種	平成12年4月10日	倉吉市	智頭平茂	ゆきひめ	1級	東伯郡赤碓町大字松谷606 鳥取県畜産試験場
平成13 鳥取県臨 第4号	智頭平 4 - 4	"	平成12年4月13日	八頭郡 智頭町	智頭平茂	おかもと 4の4	"	"
平成13 鳥取県臨 第5号	糸美晴	"	平成12年7月19日	鳥取市	晴美	いとりの こ	"	"
平成13 鳥取県臨 第6号	重福栄	"	平成12年11月1日	"	茂重波	はるみ	2級	"
平成13 鳥取県臨 第7号	晴平茂	"	平成12年12月30日	八頭郡 智頭町	晴美	きたひら しげ5	1級	"
平成13 鳥取県臨 第8号	茂波3	"	平成12年12月15日	鳥取市	茂重波	やえこ3	2級	"
平成13 鳥取県臨 第9号	金平勝	"	平成12年12月17日	"	平茂勝	かねこ5 の2	1級	"

鳥取県告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る庄内地区（第2工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 1月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 1月16日から20日間

3 縦覧に供する場所

名和町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第14号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年 1月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大山字大山48の2・54の5・54の6（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大山字大山54の5・54の6（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成14年 1月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画、三朝都市計画及び北条都市計画下水道並びに天神川流域下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

北条町江北字外河原、字小河原、字河中、字中嶋、字稲戸、字下前田、字中前田、字上前田、字屋敷、字式屋敷、字三屋敷、字四屋敷、字五屋敷、字六屋敷、字七屋敷、字八屋敷、字九屋敷、字森ノ下、字背戸、字薬師堂、字狭間、字寺前、字寺中廻、字東鉢屋、字西鉢屋、字駄経寺、字松久、字吉国、字下五ノ坪、字十ヶ坪、字福田、字五ノ坪、字四ノ坪、字三ノ坪、字番ノ木、字下発原、字稲原、字天王、字土ヶ辻、字中発原、字岡栴、字上発原、字美濃瀬、字ツブリ田及び字友籐並びに国坂字六ノ坪

鳥取県告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、東伯町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年 1月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
東伯都市計画下水道 東伯町公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

雑 報

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、美保飛行場拡張整備事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第7条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成14年 1月15日

国土交通省中国地方整備局長 前 田 正 孝
国土交通省大阪航空局長 井 上 和 夫

- 1 事業者の氏名及び住所
 - (1) 事業者の氏名 国土交通省中国地方整備局長 前田 正孝
国土交通省大阪航空局長 井上 和夫
 - (2) 事業者の住所 中国地方整備局 広島県広島市中区上八丁堀 6 - 30
大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前四丁目 1 - 76
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 対象事業の名称 美保飛行場拡張整備事業
 - (2) 対象事業の種類 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更
 - (3) 対象事業の規模 延長前の滑走路の長さ 2,000メートル
延長後の滑走路の長さ 2,500メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域
鳥取県米子市及び境港市
- 4 法第6条第1項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
鳥取県米子市及び境港市
- 5 方法書の縦覧の場所並びに期間及び時間
 - (1) 縦覧場所 広島県広島市中区東白島町14 - 15
国土交通省中国地方整備局港湾空港部港湾空港整備課
大阪府大阪市中央区大手前四丁目 1 - 76
国土交通省大阪航空局飛行場部空港整備調整課
鳥取県境港市昭和町 9
国土交通省中国地方整備局境港湾空港工事事務所
鳥取県境港市佐斐神町2064
国土交通省大阪航空局美保空港事務所

鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県土木部空港港湾課
鳥取県米子市糺町一丁目160
鳥取県西部県民局
鳥取県米子市加茂町一丁目 1
米子市企画部地域政策課
鳥取県境港市上道町3000
境港市建設部都市整備課
鳥取県米子市大篠津町1619 - 1
米子市大篠津公民館
鳥取県米子市大崎1466 - 4
米子市崎津公民館
鳥取県米子市和田町1829 - 1
米子市和田公民館
鳥取県米子市富益町788
米子市富益公民館
鳥取県境港市財ノ木町668
境港市中浜公民館
鳥取県境港市誠道町220 - 3
境港市誠道公民館
鳥取県境港市竹内町393 - 2
境港市余子公民館
鳥取県境港市渡町2225
境港市渡公民館仮事務所（旧境港市支所事務所）

(2) 縦覧期間 平成14年 1月15日から平成14年 2月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間 鳥取県内（公民館以外） 午前 8 時30分から午後 5 時まで
鳥取県内（公民館） 午前 9 時から午後 5 時まで
広島県内（中国地方整備局） 午前 9 時15分から午後 5 時30分まで
大阪府内（大阪航空局） 午前 9 時から午後 5 時15分まで

6 意見書の提出

法第 8 条第 1 項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出できる。

7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限 平成14年 2月28日
(2) 提出先 〒730 - 0004広島県広島市中区東白島町14 - 15
国土交通省中国地方整備局港湾空港部港湾空港整備課
〒540 - 8559大阪府大阪市中央区大手前四丁目 1 - 76
国土交通省大阪航空局飛行場部空港整備調整課
〒684 - 0034鳥取県境港市昭和町 9
国土交通省中国地方整備局境港湾空港工事事務所
〒684 - 0055鳥取県境港市佐斐神町2064
国土交通省大阪航空局美保空港事務所

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

ウ 方法書について環境の保全の見地からの意見

意見は日本語により、意見の理由を含めて記載すること。